

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652**「相続センター」を設置し****“相続事務本部集中化”と“相続ナビ”の試行を開始！**

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、お客様の利便性向上を図るため、相続事務の専担部署である「相続センター」を設置、相続事務を専門に行う担当者を配置し、4月18日（月）から、相続事務の本部集中化と相続手続き受付時にシステムサポートを行う「相続ナビ」の試行を京都市内3か店で開始いたします。

「相続ナビ」は、営業店での相続手続き受付時に、手続きの説明・書類交付のシステムサポートを行うもので、ナビゲーション機能の活用により、お客様に正確かつ迅速なご案内が可能となります。

また、相続関係書類を郵送により「相続センター」で受け付け、相続事務を本部に集中する仕組みを新たに導入することで、お客様に来店いただく回数を減らし、利便性向上を図ります。

当行では、今後もお客様のニーズにあったサービスの提供に努め、お客様満足度の向上を目指してまいります。

記

1. 「相続センター」の設置について

(1) 事務センター内に「相続センター」を設置

相続手続きに関してお客様の利便性を向上させるため、平成28年4月1日（金）、相続事務の専担部署となる「相続センター」を事務センター内に設置いたしました。

(2) 人 員

7名（相続センター長を含む）

2. 「相続事務本部集中化」と「相続ナビ」試行店

西院支店（京都市右京区）、洛西支店（京都市西京区）、上堀川支店（京都市北区）

3. 試行開始日

平成28年4月18日（月）

※ご融資、貸金庫・貸保護函のお取引をいただいていた被相続人様の手続きは、従来どおり営業店で対応させていただくため、本部集中化の対象外となります。

<相続事務本部集中化に関する事務フロー>

営業店

手続きの説明、書類交付のシステムサポートを行う「相続ナビ」を利用し、お客様に相続手続きに関するご案内と必要書類・返信用封筒を交付します。



返信用封筒を使って相続関係書類をお客様から直接相続センターへ郵送いただきます。

相続センター

郵送により書類を受け付けます。



書類の内容を点検し、相続処理を行います。

以上